

「最近におけるデュルケーム研究について」

小 関 藤 一 郎

I

フランスの大学ではじめて（1887年）社会学の講座を担当したデュルケームの百年祭が祝われてからすでに15年を経過した。またその死後50年以上もたっている。しかし学問の世界においてデュルケームは依然として生きつづけている。マックス・ウェーバーとともにデュルケームに対する関心は減退するどころか、最近また著しく増大している。デュルケームの祖国では国内政情のため百年祭は1960年に行われ、パリ大学はその年報にデュルケームに対する記念論文を掲載したが、この年から今日に至るまでデュルケームに関する研究書、論文は極めて多くの数に上っている。1971年

Archives européennes de Sociologie 誌はデュルケーム特集号を編集しているほか、同年から今年にかけて A. Giddens, D. Capra, G. Poggi, や S. Lukes の四つの著作が発刊されている。ところでこれらの著書および論文の多くは英語・サクソン国の学者によって執筆されているものである。もちろんフランスにおいてもデュルケームに対する関心は全く消失しているのではない。1965年 J. Duvignand 教授がデュルケームの再評価を行い、伝記を附した解説とその著作の抜萃集を編集して小著作を著したほか、デュルケームの社会学年報に掲載された論文形と書評をまとめて *Journal Sociologique* (1969) が刊行されたほか、デュルケームが年報以外に発表した注目すべき論文で入手し難いものを Jean-Claude Filloux が *Science Sociale et L'Action* (1970) として刊行しており、デュルケームに対する全面的な再評価への気配を醸成している。またレイモン・アロンも *Les étapes de la pensée sociologique*, (1967) の中でデュルケームをパレトや M・ウェーバーと並べて比較している。ただフランスよりは英語・サクソン国におけるデュルケームに対す

る関心の方が高いように思われる。1964年秋筆者は A・トウレース教授と会談の際、同氏から「フランスの社会学にとって新しい理論の設立に忙しくてデュルケームを回顧している余裕がないのである」ということを聞いた。それは一部の人々だけなのかもしれないが、そうした事情がある程度はたらいていることも事実であろう。それでも古典とされているデュルケームの著作は版を重ねており、大学の *Propédeutique* の学生に多くよまれているようである。長い間絶版であった注目の書 *L'Evolution Pédagogique en France* (初版1938年) が再版されているほか、*De la division du travail social, Le Suicide, Le Sociolisme, Leçons de Sociologie* などがたえず版を新にしている。

こうした事情は何によるのであろうか。それは一つには T. Parsons が *Structure of Social Action* でデュルケームを論じた頃以降になって、彼の遺稿が刊行され、とくに余りそれまで知られていなかった *Leçons de Sociologie* が刊行された (1950年) また比較的注意されることが少なかつたデュルケームの論文 (社会学年報以外のものに発表されたもの) の意義が理解されたりしたことによって、デュルケームの構想が改めて再評価されてきたためであるといえよう。そこで以下そうした問題点の若干を拾いあげて、デュルケームの意義を考え直すことにしたい。なお本稿の末尾に1960年以降欧米で発表された研究の主なものの一覧表をかつげた。

II

最初にデュルケームの著作が人類学研究者によても回顧されていることを指摘しておこう。それは第一に「近親婚の禁止とその起源」 *La prohibition de l'inceste et ses origines*¹⁾ とデュルケームとモースの共同執筆になる「分類の未開的

1) この論文は *L'Année Sociologique* t. I. (1898) に発表された。

形態について」 *De quelques formes primitives de classification*²⁾ がともに、英訳されていることである。両者はともに1963年に刊行されたが、前者は A. Ellis によって、後者は R. Needham によってである。しかし両者はどれもたんなる翻訳だけでなく、そこに立派な解説批判が附されている。A. Ellis のものは立派な論文でデュルケームの試みのもつ意義とその欠点を明確に指摘している。それは訳書の半分以上にわたるもので読者にデュルケームの論文に対する理解を促進するばかりでなく、原著者の試みを克服していく方途をも示そうとしているものである。これについては拙訳デュルケーム家族論集の末尾の解説¹⁾ でふれたのでここではこれ以上論及することを避けたい。後者はデュルケームの「知識社会学」の試みとしてもっとも注目されてよい論文であるが、Needham によるとこの試みはレヴィ・ストロス Lévi-Strauss の *Pensée Sauvage*において更に発展されているものであって、そのもつ重要性と問題点は以下のべるよう指摘されている。Needham の説明も48頁におよび長文のものであるが、まず「この論文が翻訳の対象となったのは、そのもつ理論的意義とそれが多くの学問研究者の間で知られていないためである」³⁾ という。Needham によると、デュルケームの社会学について論じている学者でこれを本当にとりあげた人は少い。⁴⁾ たとえば Gehlke はこれを要約しただけですが、「宗教生活の要素形態」の考察に移ってこれを重視しているし、H. Alpert もこれについてはデュルケームの後に発展させていく観念の最初の方式化であるとしかべていない。またこの論文は範疇の起源と文化的表象を扱っているのであるが、言語と社会の問題に大きい関心を示した Benjamin Lee Whorf⁴⁾ さえもこれに全くふれていないなど、そのもつ重要性は不當に看過されている。そうした重要な問題提起を含むのにかかわらず、こ

れが注意されなかったのは、一つにはこれを掲載した社会学年報 *Année Sociologique* が70年も近い古い年代のものであること、二つにはフランス語でかかれているためである。⁵⁾ こうした点から解説を附した訳が発行されたのであるが、デュルケームとモースの問題意識は道徳的あるいは宗教的性格をもったシンボルによる分類の起源についての問い合わせであった。この二人は「人間の精神は内在的に複雑な分類の体系を構成する能力をもっていない。こうした体系は社会がもつものであり、文化的所産である」と考えている。そこでこうした体系のモデルとなったもの何なのであるかが問題となるのである。二人のこれに対する答えは「このモデルは社会自身である」というのである。二人はオーストラリアの未開人におけるトーテム制度や民族組織などを研究して、未開人たちの考え方をこうした社会組織や制度によって深く影響され規定されていることを明かにするのである。そして最初の論理的範疇は社会的範疇であり、事物の最初の類は人間の類であり、しかも類の外的形態ばかりでなく、類相互間の関係も社会的起源をもつものであるとされる。したがって、事物の全体 totalité が单一の体系と考えられるのは、社会自体が同じくこうした体系と考えられるからであり、論理的な体統関係 hiérarchie は社会のそれの一面にほかならず、また知識の統一性も社会集団の統一性にほかならないということになる。Needham は「二人の論議がはっきりとして明確であり、それに充分資料の裏付けをもっていることは認めるが、その論理と方法には批判さるべき点がある」⁶⁾ という。こうした批判さるべき点とは、第一に二人が未開人は化身 métamorphoses が可能であると考えるが、その事実から彼等に明確な分類的概念がないと考える誤謬をおかしている⁷⁾ ことである。第二は、二人がある種の論理的分類を示す親族関係用語がその社会的起

2) これは *L'Année Sociologique* t. VI (1905—1902) に発表された。

1) 拙訳、「デュルケーム家族論集」p. 207—218.

2) R. Needham, Introduction p. ix

3) *ibid.*, p. x.

4) *ibid.* p. x.

5) *ibid.* p. xi.

6) *ibid.*, p. xii.

7) *ibid.*, p. xii.

源を示すものと推論している点である。そうした点よりももっと重要なのは二人の議論の進め方に論点の先取 *Petitio Principii* の誤りがあることである。例えば二人は、世界を宿営する氏族の地理的関係によって、いくつかの部族空間として分類している。Omaha 族の分類体系にふれて、これを氏族に基づく分類と地域に基づく分類の中間とみている。しかしそれだけの叙述に止まらず、二人は地域による分類という体系的な観念が形成されはじめているが、氏族 *clan* とか他の事物はまだ方位にしたがって位置づけられてはいないという主張をしている。二人はオマハ族において分類様式が変っているという証拠がないのにもかかわらず、氏族などの集団による分類が自然に基づく分類に先行するという結論を出している。こうした点のほか方法論上の誤りとして二人が検討している事例において、社会の形態と分類の形態とが合致していない点がみられることがあげられる。⁸⁾ 例えば二つの胞族 *moitiés* にわかれている部族と四つの部分にわかれている部族とは共に同じ二元的分類方式をとっている場合もあるが、四つの部分にわかれている部族で分類が四つになっている場合もあるなどである。どの社会（部族）をみても、社会組織と分類方式とが合致していることはみられない。またデュルケームは社会学方法の規準においてはその共変法による検証の必要を説いているにもかかわらず、この分類に関する説明においてはその命題を共変法によるテストにかけていない。⁹⁾ 更に二人は多くの箇所で一つの社会は一時には一つの分類方式しか用いていないと仮定しているが、それは全く証明されていない事実である。このように Needham は詳細にこの論文について検討して、二人の論議が論理的に誤りであり、方法論的にも欠点があると結論するのである。¹⁰⁾ しかしそれにもかかわらずこの論文はその歴史的、方法論的、および理論的意義からみて必読のものである。¹¹⁾ その論文は後の「宗教

生活の要素形態」において展開されるデュルケームの考え方の初期的方式化であり、また多くの学者のこの領域におけるその後の研究に対する誘因となった点は無視されてはならない。それにこの論文は Needham によると方法論的に多くの難点をもつにもかかわらず、その誤謬から多くの学ぶべき点がある故に意味をもつてゐる。¹²⁾ その最大の利点は「事実がその觀念および慣行の全関連において検討できる一定の限界をもち、明白に規定された文化的地域 *cultural region*」についてのインテンシブな研究の代表的なものであるという点である。¹³⁾ また理論の面でも、社会学研究史上はじめて、この論文は人間の思想および社会生活の理解にとって基本的に重要な問題に注意を向けた点にあるとされる。¹⁴⁾ そして文化の一側面としての分類という事象に対して社会学研究が向けられた点が強調されたのである。デュルケームの研究の中比較的問題にされなかった点について、その意義を明かにした Needham の研究は、家族研究についての A. Ellis の研究とともに、デュルケームの現代における意義を明かにしたものといふべきである。これらの研究はどちらかといえば社会人類学的面のものであり、デュルケームの未開社会研究についての回顧と評価である。しかし最近のデュルケーム研究が明かにし、問題としてとりあげているのはそれよりも現代社会研究についてである。あるいはそれはフランスにおける工業化の進展ないしは産業社会成立に対してデュルケームの理論のもつ意義に関するものであるといえるであろう。そしてこうした研究方向が強く出てくるようになったのはデュルケームの遺稿「*Leçons de Sociologie* (1951)」の刊行と社会学年報以外の各種の雑誌にかかれた論文に対して注目が向けられかけてからのことである、といえるようである。

III

8) *ibid.*, p. xv.9) *ibid.*, p. xvi.10) *ibid.*, p. xxix.11) *ibid.*,12) *ibid.*, p. xxxiii.13) *ibid.*,14) *ibid.*, p. xxxiv.

ところでその第一はデュルケームの個人主義觀についての再評価ないし再検討である。わが国ではデュルケームの保守的性格を云々する論文が多い。しかしそれらの論者でデュルケームの *L'Individualisme et les Intellectuels* (個人主義と知識人) をはじめ、從来見すごされていた論文を参照しているものはほとんどなく、イデオロギー的解釈によっているのが大部分である。個人主義を論じたこの論文のもつ意義は早く Melvin Richter (1960年) によっても指摘されているが、その全文は Steven Lukes によって英訳され Political Studies¹⁾ (1969) に掲載された。Lukes はそれを個人の権利の道徳的基礎、政治的義務の限界、権威の正当性、知識人の責任、および自由主義の積極的合意という中心的な問題点を扱ってた注目すべきものと紹介している。この論文は周知のように Dreyfus 事件に際して、Dreyfus を非難するカトリック系保守派 F. Brunetière の論文に対する反論としてかかれたもので、Dreyfus を人権尊重の立場から弁護したものである。これについては M. Richhter は「『宗教生活の要素形態』において展開された理論がドレフュースに対する熱烈な弁護の中心において現れたことは注目すべきことである」²⁾ とのべている。デュルケームはこの論文で、個人の権利は、人間の人格が聖なるものとして見られるという人格尊重の原理に由来するものであることを出発点とする。デュルケームによればこの原理から政治的義務に対する一定の限界がおかることになる。すなわち、スペンサーなどの功利主義的理論と異り、彼のいう個人主義は個人の自由擁護において妥協を許さないものなのである。したがって、個人の人格の権利が国家よりも上にあるものとされるとき、いかなる國家の理由も人格に対する冒瀆を許すことはできないものであることになる。ところで権威の正当性についてのデュルケームの立場は徹底的に合理主義のそれであって、具体的な能力の問題については

専門家の意見を尊重することは正当であるが、すべての人間の共通の判断についてはそうしたことを行うのは理性に反し、義務に反するものとされるのである。そこで知識人には特別な責任が生ずることになる。それは群衆の熱狂に面しても、また権威の威儀に対しても、実践的道徳に関する問題に対しては合理的判断を適用しなければならないことを意味するのである。こうした個人の自由を守ることから生ずる含意としてデュルケームは眞の政治的自由とは経済的かつ社会的正義の実現に向うように行使さるべきであるという。このような個人主義の原理の源泉は何であるのか。デュルケームはスペンサーなどの狭い功利的自由主義とカント、ルソオに淵源をもつもう一つの精神的個人主義を区別する。後者は人権宣言において具現化されているもので、第三共和制の道徳的教義問答 *Catéchisme moral* はこの後者の伝統につらなるものであり、それは個人の権利についてのみならず社会的現実にも即しているものであるとされる。更にデュルケームはこうした個人主義はキリスト教に源泉を有するもので、その自然の発展であると考えている。ドレフュース反対者たちはこうして現在の個人主義的道徳にも、キリスト教倫理にも反するものとされるのである。このデュルケームの個人主義のもつ意義を Lacapra はとくに強調している。³⁾ こうしたデュルケームの個人主義は道徳的個人主義であると A. Giddens はよんでいる。⁴⁾ ここでいう個人は具体的な個人ではなく、人格としての人間一般の意味である。こうした道徳的個人主義は有機的連帶の道徳的多様化と両立するばかりでなく有機的連帶の発達をも直接に促進するのである、として A. Giddens はデュルケームにおける個人主義のもつ意義と問題点を次のように指摘している。⁵⁾ 「デュルケームの個人と社会の関係についての論議には相関連する二つの側面がある。その一つは近代社会における道徳的個人主義の基本的位置づけを擁護した面で

1) この論文は *Revue Bleue*, 4^e série, 10 (1898) pp. 7—13に掲載されたが、Filloux の *Science Sociale et l'Action*. (pp. 261—278) におさめられている。

2) Melvin Richter, E. Durkheim's Politics and Political Theory. (19.の中に収められている)

3) Lacapra, 6. p. 72—73

4) A. Giddens, 11c, p. 211

5) A. Giddens, ibid., pp. 23—228

あり、他の面は、これと関連しているが、個人主義を承認したことは決して功利主義哲学において展開され、社会学に対する利用可能な方法論的基礎として用いられた個人主義（功利的）を認めるものではないという面である。したがって、道徳的個人主義は全然利己主義 *egoism* とは区別される。個人の自律領域の拡大は、機械的連帶から有機的連帶への移行に伴って生ずる他の社会的変化にともなって、個人的人格崇拜 *culte de la personnalité individuelle* の出現によって左右されるのである。また功利主義に対する批判や道徳的個人主義の分析はともにアノミー *anomie* に関する理論化の進展によって著しく増強されている。本来デュルケームの著作における主題となる基本的対立は規範的支配という意味での社会的統合と規範的規制の欠除、アノミーという意味での社会的統合の分解 (*disintegration*) ではなく、むしろ当時の多くの指導的な社会思想家たちの考えと同じく、伝統社会対近代社会の対立であり、この対立がもたらす深刻な社会的変化が関心の焦点となつたのである。その意味において、アノミーに対する解決策は伝統的な、禁圧的道徳規律にあったのではなく、むしろ個人主義の自由な道徳性の促進にあったのである。こうした点から「方法論」⁶⁾においてデュルケームが行った方法論的個人主義に対する批判について分析を進めてみよう。この書でデュルケームは社会的事実について定義を行っていることは周知のとおりであるが、その際デュルケームの議論の進め方はきわめて論争的であり、その positive な面を明かにすることはかならずしも容易ではない。たとえば彼が利己主義などを批判しながら用いている「個人」という語の用法は明確ではない。ある時はそれは具体的な生きた血と肉のある個人であり、ある時はそれは社会以前 (*Pré-social*) の個人である。デュルケームが「方法論」の中で社会的事実 *faits sociaux* は個人に対して外在的であるといった時の個人はこの *Pré-social* な個人である。拘束についても同じことがいえるのであって、もしデュルケームの

いう個人が具体的な個人であるなら、社会的事実の拘束性について分析は満足すべきものとはいえない。何故なら具体的な個人に対して外在的な他の現象たとえば地理的環境における現象もまた同じ性格のものとなるであろうから。そうすると社会的事実は個人の外部におかれた、残基的なものにすぎなくなるのである。しかしデュルケームの本意がそこにあったのではないことは明白である。というのは社会的事実は物的世界の事実ではなく、それは本質的には表象であり、行為であるからである。とするとデュルケームのいう社会的事実の拘束性は何を意味するのであろうか。デュルケームはこの社会的事実の拘束性を強調するに当って二つの異質的事例をあげていてその相違点を明かにしないでいる。たとえば彼が道徳的な規則や法律を論じている場合、拘束は道徳的な拘束であるが⁷⁾ これに対して工業企業者として一定の時代において用いられる方法や技法を利用しないと破産することは明白であるという場合の拘束性は道徳的なものではなくて、⁸⁾ 社会的行為者の世界における事実的要素を含んだ要因に基づくものである。この点の区別を彼は明白にはのべていない。デュルケームの本来の意図は社会的事実を道徳的義務と同一視しているようにみえることは明白である。そうすると彼が規範的には限定していく社会形態学的事実についてもこうした拘束性を認めることは筋道からいっておかしなことになるのである。

このように解すると、デュルケームの立場ははっきりするのであるが、この点について更に彼の義務 *obligation* の意味についての含意を明かにしてみる必要がある。デュルケームはいわゆる道徳的義務の性格は社会の形態が異なるのに応じて変ってくるとのべているし、また自殺論で展開されたアノミー理論からみると、道徳的義務はたんに人間の行為に対して制限を加えるだけではなく、人間の行為に一定の目標を与えるものなのである。この点からみると、義務は制限 *restriction* そのものではなく、(彼の *coersion* や *contrainte* の用

6) *Les règles de la Méthode sociologique* をこう略して用いる。

7) *Les règles de la Méthode sociologique*, p. 8

8) *ibid.*

語法が信じさせるように), むしろ義務のもつ拘束は逸脱が制裁を生ぜしめるという意味のものである。だから, そうした性格の道徳的義務は個人的人格の崇拜の中にも含まれるもので行為の自主性を認めるものである。だから彼においては社会生活の拘束と自律性は矛盾したものではなくなるのである。

こうした点から Giddens はデュルケームの方法論に対してなされている批判「彼は社会に客観的現実性を与えていたため, 行為する主体の現実性を犠牲にしている」という見解や, デュルケームの著作は個人と社会の本質的⁹⁾二律背反を認める思想家に属するものとしてみられるべきであるという批判は当らないのであるという。またデュルケームはドイツの觀念論 Idealism から影響を強く受けているが, それを批判的に評価していることも認めなければならないと Giddens はいう。即ちどんな類型においても, 社会存続の基体的条件として普遍的な道徳的一致が必要であるといふ見解はデュルケームのものではない。そのことは社会分業論 *De la division du travail social* を見れば明白なことである。彼は伝統的社会と異って近代的社会においては道徳的多様性がその必要的帰結であると見ているのであって, この点では彼は觀念論的全体主義 “idealist holism” を排している。彼は功利主義的個人主義の欠点を非難しているが, むしろそこから多くのものを学びとっている。ただ彼は道徳的理理想を個人的な動機づけや利害心に還元されるものではないことを主張しているのである。歴史的にみると, デュルケームはむしろドイツ觀念論に含意される見解一個人は社会の小宇宙である一を排除しており, その点では一部は功利主義的見解に依拠しているといえるのである。個人をたんに社会の小宇宙とみる見方は機械的連帶の伝統的社会の特質を示すものであるかもしれないが, 個人の人格が分業の発展とともに確立する近代社会には妥当しないのである。そうすると社会における個人はたんに受動的に社会の刻印であるだけではなく, 能動的な活動的存在なのである。ただこの点についても, デュルケームの説明には歴史的な面と方法論的面のくいちが

いが出ていている。つまり, 彼は社会の発展についての研究と道徳的行為の分析から個人が活動の主体となることができる原因是個人のパーソナリティの認知的および動機づけ構造が社会的な習得により成立するからのだという。換言すれば個人は社会によって型にはめられのではなく, その行為の能動的志向は内面化された道徳的規範によって枠づけられるというのである。ところがこの点についてはもう一つの答がある。それは社会は Pré-social な個人の意志の結果であることはできない, 何故なら社会は個人の意志とは関係のない要求を個人におしつけるからであるという見解である。これによると, 個人の内面傾向と社会が個人に対して押しつける道徳的命令の間には救うことのできない葛藤が存在するという命題に到達する。これは彼が功利主義を批判し, それを拒否しようとして逆転してしまったのである。こうした論議の仕方はアノミーについての論議にもみられると, Giddens はいう。Giddens によるとデュルケームのアノミー概念には二つの構成要素がある。その一つは人間の行為が一定の目標を備えている程度に関するもので, もう一つはそうした目標の実現可能性の程度に関するものである。この区別は根本的に重要なものであるにかかわらずデュルケームによって看過されている。だから抽象的なアノミー概念においては主として第一の要素が強調されているが, 彼が経験的事例としてあげるアノミーの場合の多くは第二の要素すなわち行為の目標が実現不可能であることを重視している。そこから彼の社会学の基本的な欠点が生じてくるのである。にもかかわらず, デュルケームの個人主義は道徳的個人主義として産業社会における有機的連帶を促進せしめる基本的価値として重要な意味をもつことが改めて認識されている。デュルケームの個人主義に対する見解の再検討は, このほかの研究者によっても明かにされているところで, 注目されるべきことであろう。とくにそのことは彼を近代産業社会の理論づけを試みた理論家であると位置づけることを意味するものである。筆者はかってデュルケームをそうした点から見直そうと試みたことがあるが,¹⁰⁾ そうした方向

9) Giddens, op. cit., p. 220

10)拙稿「産業化と個人主義」「デュルケーム理論の意義」関西学院社会学部紀要第9集。(昭和38年)

づけがこうした最近の研究者によつても誤つていいことが明されたことは幸であったといえよう。

IV

もう一つの点はデュルケームにおける政治社会学の発見というか、開拓ということである。この点は A. Giddens と E. Allardt によってとりあげられている。前者は1971年、後者は1668年に発表された論文においてこの問題をとりあげているが、この点は今までの多くの研究者たとえば T. Parsons¹⁾ や H. Alpert などによつても全くとりあげられなかつた点である。比較的新しくデュルケーム最検討を行つた Nisbet はデュルケームが最初の著作「分業論」で扱つた重要な主題はそれ以後の著作において放棄されてしまつたとして次のように述べている。²⁾「デュルケームが機械的連帶と有機的連帶の二つの類型の区別の利用とか社会的融合の形態としての分業に立ち戻ることはなかつたし、更に分業のたんなる病理的形態としこの紛争とアノミーの合理化にも立戻ることは一層少なかつた。彼の後の著作において扱われたような社会、拘束、連帶などは（理論的に扱われたのであれ、実践的に扱われたのであれ）彼が有機的で近代的な社会のために定めた属性とは全く何の関係もなかつた。」しかし Giddens はこうした考え方方に全く反対する。そしてデュルケームの初期の著作と後期の著作の間に著しくいちがいがあると見る見解は正統的なものと考えれているようであるが、それは非常に誤解を招き易いのであるという。³⁾ Giddens は Nisbet の示唆する見解とは反対にデュルケームの考え方方ははじめから終りにいたるまで有機的連帶と有機的連帶の区別に基づく見解をすてていないのであるという。それに基づいて、デュルケームにおいては社会的分業に基づく連帶こそが伝統的社会と区別された近代社会のもつとも顕著な特徴であると見られており、分業論以降の著作における「紛争とアノミー」

論は社会的分業の病的形態としての分析を除いては理解されないとしている。そして基本的にはデュルケームの考え方の連續性は、彼の政治理論を充分に考慮しないと明かに理解されないものである。その意味においてデュルケームの社会学にとって彼の政治的思想は周辺的な意義をもつてではなく、中心的意義をもつてゐるという。たしかにデュルケームにとって政治の問題は彼の生涯の経験においても、また著作 *Leçons de sociologie*においても特に重要な位置づけをもつてゐる。しかし、T. Parsons などが指摘しているように、デュルケームの考え方方に変化があつたという見解はデュルケームの考え方方に連續性があると見る見解と相矛盾するものとは思われない。Parsons が指摘している点をここで全面的にとりあげることはできないが、彼がいうようにデュルケームにおける社会的なもの (*le social*) がかなり変化してきていることはその著作を通読してみれば理解されることで、G. Davy も *Leçons de sociologie*への序文の中⁴⁾でデュルケームの *le social* が時代とともに（後期の作品になるにつれて）高貴さをましているとのべている。しかしそれは考え方方が全く変ったということを意味するものではないし、また変化したと認めたからといってそのことはデュルケーム社会学の長所がその機能主義分析だけにあると認めることを自動的にひき出すものでもない。そうした点はここでは暫らくおいて、デュルケームの政治社会学についてはどのように見られているのであろうか、その点を明かにすることにします。A. Giddens の見解からみるとどう。彼はデュルケームの思想の政治的背景にふれ、これを詳しく説明しながら政治社会学の構造の分析を行つてゐる。その際 Richter も指摘するように、デュルケームの政治的自由主義と共和主義に対する社会学的擁護が彼の学問生活における経歴にも大きく影響を及ぼし、フランスの大学において社会学が正式の学科として成立することを促進することになったことを強調している。しかし

1) Talcott Parsons, *The Structure of Social Action* (1937).

2) R. A. Nisbet, *Emile Durkheim* (1965), p. 37

3) A. Giddens, 11.C.p. 278

4) *Introduction aux Leçons de Sociologie* (1951) p. xiv.

5) G. Davy : *Emile Durkheim ; Revue de Métaphysique et de Morale*, Vol. 26, 1919, p. 189

デュルケームの行った具体的な政治的論争や政治家に対する評価がその社会学的見解を形成するのに重要な役割を果たしたと考えることは誤解を招きやすい点であることが注意されている。またダヴィも⁵⁾認めているようにデュルケームは常に政治上の調理 *cuisine politique* から一定の距離をおいており、政治の実際問題には余り気持を動かさなかつたし、余り関心をもたなかつたことが明かにされている。そしてデュルケームが決して政治的革命によって大きな社会変動を生ぜしめることを考えていなかつた点を強調する。実際デュルケームは19世紀のはじめの歴史はそのことを証明しており、また「もつとも革命的な国民においてビスロオクラシーの慣行はきわめて強力に存続している」⁶⁾のであると指摘している。しかしデュルケームはフランスの国民社会の発展に対しては強い熱意を有していた。それは彼の全著作に強く表明されているし、第一次大戦に対して彼が書いた二つの著作 *Qui a voulu la guerre?* と *L'Allemagne au-dessus de tout* や他の学者と協力して編さんした *Lettrs à tous les français* によく現れている。その点はこの辺でおき、彼の政治社会学がどんな構造をもつものと考えられているであろうか。

A. Giddens は分業論から考察を進めているが、主として依拠しているのは *Leçons de sociologie* である。この点について筆者はデュルケームの国家論において扱ったのでここでは簡単にふれることにする。⁷⁾しかし Giddens はそれに関連して社会学年報に発表された論文で多くの人が注意しない *Deux lois de l'évolution pénale* をも参照としている。それは社会の発展と政治の発展との関係においてとりあげられており、社会における拘束的力の問題と関連して見られている。デュルケームはこの論文で刑務所へ収容するということは、未開社会においては全く知られなかつたことである。未開社会では責任は集団に属していたから個人としての犯罪者につぐないの要求がなされることはなかつた。しかし、より複雑な形の社会

の発展、分業における協力的依存関係に基づく有機的連帯の増大とともに、責任は個人化され、個人を刑務所にいれて罰するという方法が現れたのである。⁸⁾ところでこの未開社会における犯罪者の扱い方は未開社会における宗教的觀念と関連をもつてゐる。未開社会では犯罪に対して禁止的制裁が強くはたらくが、これは犯罪が集団に対する冒瀆すなわち宗教的な罪とされていたからである。とくに犯罪が集団の価値とか我々よりも優越している存在に対してなされると非常な冒瀆となる。この宗教的特性が絶対主義国家によって盗用されることになり、その結果国家が強制的力の使用を正当化することになったのである。⁹⁾

さて、社会の政治的構造が分業の複雑さによって規定されないのであるとすると近代的社会秩序における、民主的共和制の位置づけは非常に重要な意味において問題となってくる。デュルケームにおいて民主的な政治秩序の完成の基礎をなす条件とは何であろうか。この点について、分業論に第二版にのべられた職業集団の役割に関する彼の論述と *Leçons de Sociologie* における論議が注目されるのである。彼によると職業集団は第二次的集団として国家と個人を媒介するものであるが、この第二次集団が余り強力でないとき、国家は絶対主義的となるのである。従来第二次集団として大きい役割を果していた家族は重要性を喪失しているのであって、これに代って職業集団が登場してくるのである。彼はまた国民の大衆が政府の行政に参加するのを民主主義とみる伝統的な見方を排除する。政治的社会はこうした社会ではない。そこで、政府は当然少数の個人のグループによって担当されることになる。民主主義とは分化した政治的機關である国家と社会の他の制度的構造との関係に関するのでなければならない。デュルケームは民主政治は国家と社会との間のコミュニケーションの相互交換の度合であるとみるのであるが、彼によるとこうした相互作用によって国家はたんに成員の間に不特定的に抱かれている感情や意識を表現するばかりでなく、新しい觀念の創

6) E. Durkheim; *Education Morale*, p. 115

7) 拙稿「デュルケームの国家論」ソシオロジー第28号

8) *Deux lois de l'évolution pénale*, *L'Année Sociologique* t. 4, p. 65—95

9) *ibid.*, p. 88. and p. 93.

造者となるのである。だから国家の機能の拡大は必ずしも国家の社会に対する専制的支配を意味するものとされてはならないのであって、経済生活における正義の維持は国家の機能によって維持されるのもその一例である。国家論におけるこうした職業集団のもつ意義と役割についてのこうした見解はデュルケームの大きな特徴であり、A. Giddens はその点を強調している。

ところでデュルケームの政治社会学理論はどのように評価されるべきであろうか、 A. Giddens はそれを次のように評価している。一般にデュルケームは社会における一致または cohesion 凝集性を強調しているため、全く紛争や斗争を排除したのだという見方は多い。¹⁰⁾ またデュルケームは現存の社会的秩序を維持することを重視する保守的傾向が多いとみる見解も少くない。しかしそう簡単に考えることはできない。たしかにデュルケームは社会学理論においても、また政治的気質においても革命的思想には反対しているが彼は社会変化は発展によって可能であると考えていた、つまり社会発展の長期的過程の累積によって変化はおこりうると考えている。また社会的紛争 social conflict の現象を全く無視していたといわれるが、彼がしばしば述べている主張「社会問題は人間の欲望の不安定性の故に経済の方策だけによっては解決できない」は彼が経済界的秩序における基本的变化——それは道徳的個人主義の制度化を完成するためにもなきるべきものである——を特に強調していたことを意味するものである。またデュルケームは、階級斗争の生ずる背後にある現実は低い社会経済階層における自己実現と機会均等への新しい要求であって、それを抑圧することはできないが、その解決のためには「外的平等」への経済社会的障害をすべて取除くことが必要であると考えていた。だから最低賃金の制定や遺贈の廃止などの主張がなされたのである。またデュルケームは階級斗争のなくなる社会を予想していた。それは分業における強制の要素が全く除去される社会なのであった。それだからデュルケーム

の図式は全く紛争に関係がなかったとみることは誤りである。¹¹⁾ またデュルケームは機械的連帶から有機的連帶への移行がなされる条件として伝統的社会の制度的構造が根本的に変えうるべきことを主張しているのである。¹²⁾ このような主張はデュルケームの初期の著作に多いことも認識すべきことである。彼に対する批判が生じたのは彼の論議において倫理的次元の主張と概念分析の次元とが混同されたことによることが多いである。とくに彼の正常性と病理性との概念においてその点が明白にでているが、その点は批判的に摂取るべきである。A. Giddens はこうしてデュルケームの理論をもつと徹底的に分析することの今日的意義を強調しているのである。

これに対して Erik Allardt は¹³⁾ デュルケームの分業論における機械的連帶と有機的連帶の概念を変数という用語におきかえ、それを Druck zur Uniformität 齊一性への圧力と Arbeitsteilung 分業の二つの明白に区別された独立変数とする。そして、この二つの変数を組み合わせることによって次の四つの類型が得られるという。その 1 は齊一性への強い圧力と分業の程度合の少い社会（機械的連帶の社会、）その 2 は齊一性への弱い圧力と分業の度合の少い社会（成員の態度を予告できないため疎外的傾向をもつ社会、）その 3 は齊一性への圧力が強くしかも分業も高度な社会（強制の故に疎外的傾向をもつ社会、）その 4 は齊一性への圧力は弱く、しかも分業の高度な社会（有機的連帶の社会）である。この四つの類型は社会の中の連帶の一般的条件を明かにするための説明として考察されることができるるのである。以上の中 1 と 4 の場合は余り頻繁には見られない類型であるが、理論的には均衡のとれた類型として、2 と 3 はこれに対して均衡のとれない事例として記述されるのである。この類型をも少し説明すると次のようである。第一類型においては個々人は他の人々の態度を予測でき、それと自分の能力や意見との妥当な比較ができる状態にあるが、明白な社会的規範は存在しない。しかし個々人はその属す

10) たとえば Coser などはその代表である。

11) A. Giddens, of. cit., p. 505

12) ibid.

13) Erik Allardt の説明は文献(2)による。p. 1—15.

る社会に対して満足と魅力を見出する傾向が強い。すなわちそれは集団力学でいう、「一致が高いほど凝集性が強い」事例である。第二類型においては個々人は他人の態度を予測し、それと適切な比較をすることが困難であり、かつ明的な規範としての機能分化が存在しない社会である。人々は不満となり、明白な規範的指示を示し、仕事に対する一定の尺度を与えるものによって容易に動員されるようになる。これは大衆社会の理論の特別の場合である。我々は社会的規範を設定することを社会ができないときは、個人的次元において疎外的状態、アノミーを語ることができるのである。第三類型においては個人は社会内における対人的過程に参加し、相当の程度の分業が存する場合、各人の社会的貢献をよく知っている。しかし、強い障壁や規範が存在するときには正当な報酬を得ることはできないのである。これがマルクス主義の階級斗争理論に妥当するのである。第四類型では個人は対人的過程に対する各人の業績の価値に対して充分な資格と明白な表象をもっている。ここには禁圧的な制裁をもつた規範の圧力は存在せず、現存の規範は交換の形態や正当な報酬の分配を規制するだけである。人々は自由に交換過程に参加し、自分たちに適する交換の形を選びとることができる。こうして機能的分化と自由が種々と適合しているところでは、各人は種々の集団に参加し、その相抵抗する圧力の下におかれる事になる。だから人々はその所属する社会に対して満足をもちそれにひきつけられる。これは相互に交錯する社会的障害の安定的効果のよい事例である。Allardt はこうした図式をデュルケームの自殺の類型に対しても適用できるという。¹⁴⁾ ところでデュルケームはよく権力とか階級構造などを充分考慮していないと批判されるが、Allardt はこうした類型設定をしてみるとデュルケームの含意がわかりそうした非難がかなりやわらげることになるという。またデュルケームの理論からこうした類型を構成してみることによって、デュルケームの政治社会学に対する含意が明かになるという。すなわち Allardt によると社会の基本理論

は Konfliktheorie と Integrationstheorie の二つにわけられるが、前者は社会は権力 Macht によってのみ維持されるもので斗争だけが社会変動を可能しめる見るのに対し、後者は、社会は制度化と普遍的価値および規範の統合によって存続すると見る。Allardt によると、Integrationstheorie は社会を機能的調整と一致が成立する体系であるとされる。ところで以上みた第一類型と第四類型は機能的調整と一致の社会である。これに対して第二および第三の類型では正当性の葛藤が生ずる可能性が強く、それは Konfliktheorie が妥当する社会である。そして社会構造における変動は第三類型の社会でおこる公算が多いが、しかし葛藤や変化は有機的連帶の社会である第四の類型においてもおこりうる。ただその葛藤は正当性についてではなく、利害についてである。こうした点からみてもデュルケーム理論が全く葛藤に関係がなかったとはいえない。またデュルケームは連帶が機械的なものから有機的なものへと発展することを叙述したが、彼の中には産業社会における傾向分析が含まれていることも注目すべきで、たとえば D. Riesman のいう『他人志向』、ということもデュルケームにおいて明かに示されているという。¹⁵⁾ 更にまた有機的連帶への傾向は他の発展を制約するもので社会が機能的に分化すると、社会的交換過程の妨害されない調整への強い努力が要求される。そして目的手段志向が増大し、それが脱イデオロギー化に向うことを示している。また有機的連帶の社会が交換への制約を規制するためビュロオクラシー化する方向へ向うことになる。こうした重要な変化に関する考察がデュルケームに含意されている。その意味でこうした類型化の試みは意義があるといえる。しかしそれはただまだ完全な意味での理論でない、一つの関連枠 Bezugssrahm にすぎず¹⁶⁾ そこには多くの統一されていない要素が含まれている。そこでこうした発端から真の理論化への体学的試みが進められると同時に、概念の区分、その論理的関係が明確にされることが必要となるのである。とくに分業化の程度や齊一性の圧力がどんな明確な効果

14) こゝではこの点について詳細な点は省略する。

15) E. Allardt, op. cit., p. 9.

16) E. Allardt, op. cit., p. 14.

をおよばすかを方式化することが必要とされよう。Allardtはこのように論じて、デュルケームのような理論家をもっと実りの多い仕方で捉えその理論的思考を発展させることに努めるべきであると結論している。デュルケームに対する新しい評価として注目すべき試みであるといえる。こうした種々なデュルケーム再評価が行われているのに対して、わが国ではデュルケームに対する批判はマルクス的公式論ないしイデオロギー的な立場からのものが無反省に行われているだけであるよう見える。古典に対する真の理解を示そうとする意欲の欠乏は社会学の発展にとっても必ずしも好ましいことではないように思われる。

こうした反省をわれわれは最近のデュルケーム研究から看取することができるのである。

文献表

- 1) *Annales de L' Université de Paris*, No. 1 Jan-Mars 1960.
- 2) Guy Aimard ; *Durkheim et la science économique*, 1962.
- 3) Erik Allardt, "Emile Durkheim-Sein Beitrag zur Politischen Soziologie" *Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*, 20 Jahr, 1968. I. pp. 1—16.
- 4) Robert Bierstedt, *Emile Durkheim*, 1966.
- 5) Pierre Birnbaum, "Cadres Sociaux et Représentations Collectives" dans l'oeuvre de Durkheim. *Revue Française de Sociologie*, 1969 No. 1. pp. 3—11
- 6) Dominique Capra, *Emile Durkheim, Sociologist and Philosopher*, 1972.
- 7) a Terry N. Clark ; Emile Durkheim and Institutionalization of Sociology in the French University System. -*Archives européennes de Sociologri*, Tome IX, 1968 No. 1 pp. 37—71.
b — ; The Structure and Functions of a Research Institutnt : The Année Sociologique. —*ibid.*, pp. 72—91.
- 8) Georges Davy ; Emile Durkheim, —*Revue Française de Sociologie*, 1960, Tom I, n. 1 pp. 3—24.
- 9) Jean Duvignaud, *Durkheim, sa vie, son oeuvre*, 1965. &
- 10) Alan Foxet, Allan Flanders ; La réforme de la négociation collective : de Donovan à Durkheim. —*Sociologie du Travail*, 1969 No. 3 pp. 225—240.
- 11) a Anthony Giddens. —"A typology of Suicide," *Archives européennes de Sociologie*, vol. 7, 1966, No. 2 pp. 276—295.
b —Durkheim as a review critie, - *Sociological Review*, vol. 18, 1970, pp. 171—196.
c —"The Individual" in the writings of E. Durkheim, —*Archives européennes de Sociologie*. t. XII, 1971—No. 2 pp. 210—228.
d —; Durkheim's Political Sociology, —*Sociological Review*, vol. 19, 1971, No. 4 pp. 477—519.
e —*Capitalism and Modern Social Theory*, 1971.
- 12) Georges Gurvitch, *La Vocation actuelle de Sociologie*, t. II. L'édit. refondue et augumenté, 1963.
- 13) E. S. Hayward, "Solidarist Syndicalism : Durkheim et Duguit," —*Sociological Review*, vol. 8, 1960. Part I, pp. 17—36, Part II, pp. 185—202.
- 14) Barclay Johnson : "Durkheim's one Cause of suicide" —*American Sociological Review*, vol. 30, 1965. pp. 875—86.
- 15) a. Steven Lukes : "Methodological Individualism Reconsidered," *British Journal of Sociology* vol. 19 (1968) pp. 119—129.
b —Alienation and Anomie in P. Laslett and W. G. Runciman ; *Philosophy, Politics and Society*, 1967. pp. 134—156.
c —Durkheim's "Individualism and the Intellectuals" -*Political Studies*, vol. XVII (1969) No. 1 pp. 14—30.
d —Prolegomena to the Interpretation of Durkheim, -*Archives européennes de Sociologie*. t. XII, 1971 No. 2 pp. 183—209.
- 16) a—Robert A. Nisbet ; *Emile Durkheim*, 1965.
b —*The Sociological Tradition*, 1967.
- 17) Alessandro Pizzorno ; "Lecture actuelle de Durkheim." -*Archives européennes de Sociologie*, t. IV. 1963. pp. 1—36.
- 18) a—Gianfranco Poggi ; "The Place of Religion in Durkheim's Theory of Institutions," *Archives européennes de Sociologie*, t. XII 1971, No. 2 pp. 229—260.
b —; *Essays on Images of Society*, *Essays on*

- the Sociological Theory of Tocqueville, Marx & Durkheim*, 1972.
- c—"A Problem for the Sociology of Knowledge : The Mutual Unawareness of Emile Durkheim and Max Weber," *Archives européennes de Sociologie* t. 1966. pp. 330—336.
- d—"Le Premier Message d' Emile Durkheim," *Cahiers Internationaux de Sociologie*, XLIII. (1967) pp. 21—23. suivi d'une allocution de Durkheim au Lycée de Sens en 1883.
- 19) Kurt H. Wolffy (ed) : *Emile Durkheim, Essays on Sociology and Philosophy*, Harpers & Row, 1960.
- 20) W. G. Runciman ; "The Sociologioal explanation of religious beliefs." -*Archives européennes de Sociologie*, t. X. 1969, pp. 149—191.
- 21) a Edward Tirayakian : *Sociologism and Existentialism*, 1962.
- b—"Durkheim's Two Laws of Penal Evolution." -*Journal for the scientific study of religion*, III (1964) pp. 262—266.
- c—"Introduction to a Biographical Focus on Emile Durkheim" -ibid. III. 1964. pp. 248—254.
- 追記 EugeneK amenka, Durkheim's Sociology of Knowledge, *The Australian and New Zealand Journal of Sociology*. (最初の号)